

(追而書)

「尚々反錢事、堅致

催促候比ニ野間方よりの

使節日別雜事候事、難□□をハ

政所より沙汰候

日別をハ地下下より

仕候由申たる、

如何様ニ沙汰候哉、

子細可得御意候」

今度反錢之免除状野間方へ

着候處ニ、春ハ追返候、今度も不請取

候、則自此方、使者の刀をとり候て

返之候、其道理者、從地下注進申候、

諸庄より付符之礼ハ申候處ニ大部

一庄ニかきりて無其儀由申たる、余

庄事者不存候、当庄事者如此

沙汰料、無先規由申候、左様之子細

者当御代官ハ不存候、先規如何様ニ

候哉、不審候、惣別庄内事者、我か

依怙を為本候て、自由之儀共申候、

真偽難知候、

一免除状着符之使事、野間方へハ自公文

仕候様ニ申候、是ハ一向自地下仕候たる

を亥年か様ニ申候、上月方之時者

自地下着候たる、当御代官ニしつけ

候へ、さ様ニ申候哉、先々今度之事者、地下

堅申候間、此方中間遣候處ニ、則實ニ

刀を押留仕候、先規如何様ニ御座候哉、

一寺門よりの反錢料事、催促仕候へ共

于今無沙汰仕候、更々代官料之無

沙汰候、委細地下へ御状可被下候、

可致催促候、恐惶謹言、

九月廿九日 □(花押)

侍者御中

〔(墨引)〕